

平成27年第10回（10月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成27年10月9日(金)  
開会10時00分 閉会10時50分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 16名

出席委員数 14名

欠席委員数 2名

出席委員の氏名

是木 輝義 高原 孝幸

瀬口 勝美 宇佐 正人

太田 克弘

菊 啓治

奥家 信弘 守口 正典

賀部 正直 豊田 和義

是木 則幸 土屋 豊一

若山 清敏 畑田 英文

欠席委員の氏名 井上 幸子 樋口 翌

4. 付議事項

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請書について 1件

議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について 4件

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 赤尾 慎一、石丸 貴之、奥家 志穂

6. 会議の概要

事務局	<p>委員の皆さんおはようございます。</p> <p>皆様方には何かとお忙しい中ご出席いただきまして有難うございます。本日は、井上委員及び樋口委員より都合により欠席との報告を受けています。</p> <p>それでは、ただ今より平成27年第10回10月総会を開催いたします。</p> <p>それでは、開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
是木会長	<p>委員の皆さん、お忙しい中ご出席いただきまして、有難うございます。稲刈りも大部分は終わっているようですが、最後まで無事に収穫できればと思います。</p> <p>それでは、ただいまから平成27年第10回10月の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名</p>

事務局	<p>人には畑田委員、瀬口委員のお二人を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。「議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請書について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは1ページをご覧ください。「議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請書について」です。</p> <p>この案件は譲渡契約に基づき、農地の所有権移転を行う為の許可申請案件です。</p> <p>申請農地：吉富町大字広津876番地1 田 44㎡  譲渡人：吉富町大字広津〇〇〇番地 T. M  譲受人：吉富町大字広津〇〇〇番地〇 M. H  （その他議案内容朗読及びP2からP6説明）</p> <p>本申請は、農地法第3条許可の不許可要件の7項目のいずれにも該当いたしません。Tさんは農地の管理が難しく今までは利用権を設定していましたが、今回合意解約を行なって譲渡による所有権移転ということであり、Mさんは農地取得後の経営面積も3,724㎡となり、吉富町の農地下限面積の30a以上の保有となり問題はないと思われます。以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。</p>
是木会長	<p>それでは、地元委員の菊委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします。</p>
菊委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。ご本人は農地の管理が出来ないと言うことで、隣地と接続した農地の譲渡ですので問題ないと思われます。</p>
是木会長	<p>菊委員並びに事務局より説明がありました。</p> <p>ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
是木会長	<p>ございませんようでしたら、議案第17号については承認することにご異議はございせんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
是木会長	<p>では、「議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請書について」は承認することと決します。</p> <p>つづいて、「議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」を上程いたします。今回は4件の申請があるようなので事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7ページをご覧ください。「議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」です。先ず番号1の説明です。この案件は、この農地を第三者へ所有権移転の伴う転用です。</p> <p>申請農地：吉富町大字広津852番地1 田 424㎡  譲渡人：福岡市城南区南片江〇丁目〇〇番〇〇-〇〇〇号</p>

	<p>Z. N</p> <p>譲受人：中津市島田〇〇〇番地〇 〇〇〇商事(有) 代表取締役 Y. T</p> <p>転用理由：倉庫及び資材置場 (その他議案内容朗読及びP 8 から P 1 4 説明)</p> <p>農地区分については都市計画用途区域内「第一種住居地域」内の農地であることから第3種要件の農地であると判断されます。よろしくご審議願います。</p>
是木会長	<p>それでは、地元委員の高原委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします</p>
高原委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。今回は不動産会社が資材置場での転用となっています。不動産会社なので何年間か資材置場で使用して、その後宅地にする可能性もありますので皆さんの意見をお願いします。</p>
是木会長	<p>高原委員並びに事務局より説明がありました。</p> <p>ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p>
若山委員	<p>目的が資材置場となっているが、何か資材を扱う事業をしているのか？</p>
事務局	<p>土木業の斡旋もしているので、型枠等の資材置場で使用することです。</p> <p>なお、転用申請時には将来宅地分譲等の計画変更があった場合には、農地転用計画変更の手続きが必要の旨を説明しています。</p>
畑田委員	<p>計画変更は申請だけでいいのか？</p>
事務局	<p>農業委員会の議案事項となります。</p>
是木会長	<p>その他の委員さん何か他に質疑ございませんか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
是木会長	<p>ございませんようでしたら、議案第18号-1については承認することにご異議はございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
是木会長	<p>それでは、議案第18号-1に関しては承認することと決めます。</p> <p>続きまして、議案第18号-2について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>次に番号2の説明です。再度7ページをご覧ください。この案件は、この農地を第三者へ所有権移転の伴う転用です。</p> <p>申請農地：吉富町大字幸子307番地8 田 298㎡</p> <p>譲渡人：中津市〇〇〇番地 T. Y(持分1/2) 中津市豊田町〇〇番地〇 T. H(持分1/2)</p> <p>譲受人：吉富町大字広津〇〇〇番地 K. A</p> <p>転用理由：一般住宅(木造二階建)1棟 建築面積 60.00㎡</p> <p>(その他議案内容朗読及びP 1 5 から P 2 1 説明)</p>

	<p>農地区分については都市計画用途区域内「第1種低層住居専用地域」内の農地であることから第3種要件の農地であると判断されます。よろしくご審議願います。</p>
是木会長	<p>それでは、地元委員の賀部委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします</p>
賀部委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。現在はこの近隣は新興住宅地となっており、排水についても、合併処理浄化槽で処理するということですので、問題ないと思われます。</p>
是木会長	<p>賀部委員並びに事務局より説明がありました。 ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
是木会長	<p>ございませんようでしたら、議案第18号-2については承認することにご異議はございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
是木会長	<p>それでは、議案第18号-2に関しては承認することと決めます。 続きまして、議案第18号-3について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>次に番号3の説明です。再度7ページをご覧ください。この案件は、この農地を第三者へ所有権移転の伴う転用です。 申請農地：吉富町大字今吉369番地1 田 387㎡ 譲渡人：吉富町大字今吉〇〇〇番地 Y. N 譲受人：吉富町大字広津〇〇〇番地〇 W. M 転用理由：一般住宅(木造平屋建)1棟 建築面積 129.47㎡ (議案内容朗読及びP22からP28説明)</p>
是木会長	<p>平成26年2月の農振除外会議で除外申請(宅地転用)がなされ、平成26年5月に県よりの許可が下りている案件です。 農地区分については、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、第1種の例外要件の農地であると判断されます。よろしくご審議願います。</p>
是木会長	<p>それでは、地元委員の豊田委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします</p>
豊田委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。この農地の周りは宅地化されており、隣地承諾もありますし、排水についても、合併処理浄化槽で処理するということですので、問題ないと思われます。</p>
是木会長	<p>豊田委員並びに事務局より説明がありました。 ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
是木会長	<p>ございませんようでしたら、議案第18号-3については承認す</p>

<p>各委員 是木会長</p>	<p>ることにご異議はございませんか。 (異議なし) それでは、議案第18号-3に関しては承認することと決めます。 続きまして、議案第18号-4について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に番号4の説明です。再度7ページをご覧ください。この案件は、この農地を第三者へ所有権移転の伴う転用です。 申請農地：吉富町大字今吉409番地8 田 292㎡ 譲渡人：吉富町大字今吉〇〇〇番地 S. M 譲受人：吉富町大字今吉〇〇〇番地〇 K. T 転用理由：一般住宅(木造二階建)1棟 建築面積 68.00㎡ (議案内容朗読及びP29からP35説明) 平成23年9月の農振除外会議で除外申請(宅地転用)がなされ、平成23年12月に県よりの許可が下りている案件です。 農地区分については、相当数の街区を形成している区域内であることから、第2種の農地であると判断されます。よろしくご審議願います。</p>
<p>是木会長</p>	<p>それでは、地元委員の豊田委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします</p>
<p>豊田委員</p>	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。この農地の周りは宅地化されており、排水についても、合併処理浄化槽で処理することですので、問題ないと思われます。</p>
<p>是木会長</p>	<p>豊田委員並びに事務局より説明がありました。 ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p>
<p>各委員 是木会長</p>	<p>(質疑なし) ございませんようでしたら、議案第18号-4については承認することにご異議はございませんか。</p>
<p>各委員 是木会長</p>	<p>(異議なし) それでは、議案第18号-4に関しては承認することと決めます。 これにより「議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は4箇所とも承認することとします。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に報告事項があります。「農地法第18条第6項の規定による通知について」であります。事務局より説明をお願いいたします。 37ページをご覧ください。「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。利用権の合意解約となります。 この案件ですが、TさんとMさんの10年間の利用権です。貸手の都合(3条転用申請)による合意解約です。</p>
<p>是木会長</p>	<p>事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はございませんか</p>
<p>各委員</p>	<p>(質疑なし)</p>

<p>事務局 是木会長</p>	<p>本日の議事はすべて終了しましたが、その他として情報交換と なっていますがなにかありませんか？ (各地区内での情報交換) 農地における利用意向調査について その他特になければ次回の総会の日程ですが、事務局よりお願い いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>予定どおり、11月10日(火)10:00からこの場所での開 催を提案しますがどうでしょうか。</p>
<p>各委員 是木会長</p>	<p>(異議なし) それでは、これをもちまして平成27年第10回(10月)総会 を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">10時50分 閉会</p>